

○北海道留置施設視察委員会条例

北海道条例第3号
平成19年3月16日

改正 平成26年3月28日北海道条例第79号

北海道留置施設視察委員会条例をここに公布する。

北海道留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第4項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 道警察本部及び方面本部に置かれる委員会の名称は、次のとおりとする。

道警察本部及び方面本部の区別	委員会の名称
北海道警察本部	札幌方面留置施設視察委員会
北海道警察函館方面本部	函館方面留置施設視察委員会
北海道警察旭川方面本部	旭川方面留置施設視察委員会
北海道警察釧路方面本部	釧路方面留置施設視察委員会
北海道警察北見方面本部	北見方面留置施設視察委員会

(委員)

第3条 委員の定数は、札幌方面留置施設視察委員会にあつては5人、各方面本部に置かれる委員会にあつては3人とする。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 北海道公安委員会及び方面公安委員会は、委員としてふさわしくない非行があつたときその他特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、札幌方面留置施設視察委員会にあつては道警察本部総務部において、その他の委員会にあつては各方面本部において処理する。

(公安委員会への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、北海道公安委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日北海道条例第79号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。